



長野基発 0214 第6号
令和6年2月14日

建設業労働災害防止協会長野県支部
長野分会長 殿

長野労働基準監督署長



貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実について（案内）

日頃から労働行政の運営、とりわけ建設業における労働災害防止につきましては、格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第33号。以下「改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第104号。以下「改正告示」という。）が令和5年3月28日公布され、改正省令は同年10月1日（一部規定は令和6年2月1日）から、改正告示は令和6年2月1日から施行されているところです。

改正事項に関する概要は、別添リーフレットとおりですが、特に「テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育」については、令和6年2月1日から施行されており、当該作業に従事する場合には、当該教育の修了が必要であることを傘下会員事業場等に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、別添リーフレットについては、厚生労働省ホームページからPDFでダウンロードできますので、御活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf>



担当部署
長野労働基準監督署 安全衛生課
電話：026-474-9938